

# 油政連かながわ

第 18 号

平成29年 3月20日 発行

発行所  
横浜市中区万代町 3-5-3  
石油会館  
神奈川県石油政治連盟  
☎045-641-1351

## これ以上、ガソリンスタンドを減らすな！

神奈川県石油政治連盟

会長 渡辺 治夫



当油政連会員の皆様には日頃から組織活動に格別のご支援・ご協力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

平成28年11月16日、全国から約500人が集結し、約70人の与党国会議員も参加して、全石連と油政連、石油連盟が一体となり、「石油増税反対」総決起大会を開催しました。「これ以上、ガソリンスタンドを減らすな！」を主題に、「石油増税には絶対反対」「電気・天然ガス等自動車用エネルギーの非課税を許すな」など、国民・自動車ユーザーの負担軽減と、石油サプライチェーンの維持強化を訴えました。参加者全員が“増税反対”を記したハチマキとタスキを付け、「石油」を狙い撃ちした増税の動きに断固反対する意向を示しました。

冒頭、全石連の森会長が大会趣旨を説明し、4月の熊本地震や8月の岩手台風被害の際、自身が被災者である中小SS経営者やスタッフが、緊急車両や病院、避難所、電力会社の電源車などの重要施設・車両に燃料を供給し続けて活躍したが、SSの減少、過疎化は加速しており、このままでは災害時を含めた安定供給が不可能となる。

地域で必死に努力している中小SSを維持・強化していくことが国民生活を守ることにな

る。先生方には石油業界の厳しい状況を一層ご理解、ご支援いただきたいと要請いたしました。西尾全国油政連会長のリードで総決起大会決議を満場一致で採択し、最後に、佐藤副会長の発声で大シュプレヒコールを挙げ、全国の参加者がそれぞれ地元選出の国会議員への個別陳情を行いました。当油政連も神奈川県選出議員10名に対し、大会決議への理解と協力の依頼をいたしました。

また、平成27年8月28日には「平成27年度中小企業者等に関する国等の契約の基本方針」が閣議決定され、これに伴い平成27年11月25日に神奈川県と神奈川県石油業協同組合との間で「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」を締結し、平成28年4月より神奈川県警との車両給油について一括契約いたしました。

さらに神奈川県庁車両や横浜市医療機関車両等との車両給油についても、組合と契約を締結するべく活動し、平成29年4月以降に車両給油を開始する予定となっております。

引き続き県油政連は、全石連・全国油政連との連携を強化しながら、精力的に活動を続け、正常な市場確保のあり方や、石油販売業界の社会的地位の向上を目指してまいりますので、各位のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます。

# 石油増税反対 総決起大会

## これ以上、ガソリンスタンドを減らすな！

**SS経営の安定と公正取引の実現に向け  
中小石油販売業者の声を政治に！**



11月16日、全国から業界代表500人が東京・永田町の憲政記念館に大挙結集し、与党から国会議員約70人の参加を得て、石油増税反対総決起大会を行いました。全石連・全国油政連・石油連盟が主催したもので、①これ以上、石油増税には絶対反対②これ以上、電気・天然ガス等自動車用エネルギーの非課税を許すな③これ以上、ガソリンスタンドを減らすな一をスローガンに掲げ、「国民・自動車ユーザーの負担軽減」「石油サプライチェーンの維持強化」を訴えました。小林久志石連副会長と喜多村利秀全石連副会長による意見開陳に続き、西尾恒太油政連会長が読み上げた大会決議を満場一致で採択し、佐藤義信全石連副会長の発声でシュプレヒコールを挙げました。また大会後、参加者は各地元選出議員に個別陳情しました。

# 国の官公需方針で成果

## 神奈川県警車両給油を一括契約



全国各地の石油組合が、官公需での燃料調達において災害時協定に参加している中小石油販売業者へ配慮するよう明記した「平成27年度中小企業者等に関する国等の契約の基本方針」が平成27年8月28日に閣議決定されました。

この閣議決定を受け、神奈川県石油業協同組合は、平成27年11月25日に神奈川県と「災害時における石油

類燃料の供給に関する協定」を締結しました。

さらに閣議決定及び協定に基づき、神奈川県警察本部は、神奈川県石油業協同組合との1年間の店頭給油一括契約を締結し、平成28年4月から神奈川県警全車両について、同組合カードシステムを用いて給油をしております。

このカードシステムは、神奈川県監査委員による定期監査においても高い評価を得ており、現在、神奈川県をはじめ、各行政等との店頭給油一括契約に向けた活動を行っております。

## カードシステムを活用した 横浜市医療機関との 災害時燃料供給協定を締結



神奈川県石油業協同組合と横浜市は、災害時に横浜市内の医療機関に対し、自家発電機及び車両の燃料供給を行うことを目的として、平成29年3月1日に「医療機関に対する燃料の安定供給に関する協定」を締結しました。

同組合はカードシステムを活用しながら、災害医療体制の充実を図り、更に平時においても、市内医療機関への燃料の安定供給を担うことになりました。

# 石油流通向け149億円の予算が閣議決定

## SSの災害対応能力強化「住民拠点SS」の整備支援

政府は昨年12月22日、来年度の石油流通関係予算を閣議決定しました。16年度補正予算と17年度予算を合わせて総額148.9億円となりました。災害時に対応するため自家発電機を備えた『住民拠点SS』を10分の10の補助率で支援するほか、災害対応力強化に向けた研修・訓練、地下タンクなどの撤去支援や、避難所・病院などの重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の促進支援。さらにはSS過疎化対策などが盛り込まれています。

### 2016年度補正予算・17年度予算案のポイント（石油流通関係分）

単位：億円

	16年度 当初予算	16・17年度	
		補正・要求	内示
<b>SSの災害対応力などの強化</b>	21.4	47.0	45.8
・石油製品安定供給確保支援事業	—	20.0	20.0
①自家発電機を備えた住民拠点SSの整備(16年度第2次補正予算案)	—	20.0	20.0
・災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点整備事業	20.2	25.5	24.5
①自家発電機を備えた住民拠点SSの整備	0.1	10.0	10.0
②地下タンク入換・大型化	8.0	5.0	4.8
③緊急時の石油製品供給に係る研修・訓練	2.7	3.2	1.6
④地下タンクなどの撤去(国庫債務負担行為分)	9.4	7.3	8.1
・災害時に備えた重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進(石油タンク分)	1.2	1.5	1.3
<b>SS過疎地対策・中小SSの経営基盤強化</b>	18.2	55.5	55.5
・石油製品安定供給確保支援事業	—	41.0	41.0
①灯油配送合理化推進支援(16年度第2次補正予算)	—	—	—
②生産性向上型設備導入支援(16年度第2次補正予算)	—	—	—
・過疎地などにおける石油製品の流通体制整備	18.2	14.5	14.5
①複数事業者が行うSS統合、集約、移転の際の地下タンクの設置	1.4	0.4	0.2
②石油製品安定供給体制整備に係る人材マッチング・育成事業、実証事業	5.0	4.1	3.5
③地下タンクからの危険物漏洩防止対策、検知検査	4.6	4.4	4.4
④地下タンク撤去	7.2	5.6	6.4
<b>離島対策</b>	31.2	31.2	31.2
・離島のガソリン流通コスト対策	30.5	30.5	30.5
・離島への石油製品の安定・効率的な供給対策の構築支援	0.7	0.7	0.7
<b>公正・透明な競争環境の整備</b>	2.4	2.9	2.4
・石油製品価格モニタリング事業 (小売・卸価格調査など)	2.4	2.9	2.4
<b>石油製品の品質確保</b>	11.5	11.5	11.5
・石油製品品質確保事業 (石油製品の試買分析など)	11.5	11.5	11.5
<b>熊本地震の被災SSの復旧</b>	—	4.0※	4.0※
・被災地域石油製品販売業早期復旧支援(16年度第1次補正予算)	—	2.5	2.5
・16年度地域エネルギー供給拠点整備事業	—	1.5	1.5

※当初予算(2.5億円)に加え、16年度地域エネルギー供給拠点整備事業(計30.5億円)内で1.5億円を追加執行

# 政府与党の来年度税制改正大綱決まる

## 農林漁業用重油制度など延長へ

与党の2017年度税制改正大綱が12月8日に決定しました。1月から始まった国会で審議されます。全石連（森洋会長）と油政連（西尾恒太会長）が強く要望してきた農林漁業用重油制度の延長や内航船向け燃料の還付制度は延長が認められ、懸念されていた森林吸収源対策の用途転用による化石燃料への増税は阻止できました。業界の税制改正要望運動が成果を上げたこととなります。

特に、今年3月末で3年間の期限が切れる農林漁業用A重油に係る石油石炭税の免税・還付制度については、石油販売業界の要望通り引き続き3年間適用されることになりました。内航運送用船舶燃料などを対象に地球温暖化対策税分を還付する制度も今年3月末が期限でしたが、これも適用期限が3年延長されました。

地球温暖化防止のための森林吸収源対策の財源に、石油石炭税やそれに上乗せされた温対税などの税収が転用される案が農林水産省などから出され、温対税の増税に繋がること懸念されていましたが、今回の議論で「個人住民税均等割の枠組みの活用も含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて検討し18年度税制改正で結論を得る」とされ、石油への増税には繋がらないことになりました。

## 第24回参議院議員選挙で与党圧勝

平成28年7月10日に第24回参議院議員選挙が行われ、与党が大勝利を収めた。神奈川選挙区においては、自由民主党の三原じゅん子候補が100万票を超える得票数で見事トップ当選し、当油政連が推薦した公明党の三浦のぶひろ候補、無所属の中西けんじ候補（現 自由民主党）の両名も当選を果たし、定数4のうち与党3名が当選する結果となりました。

また、比例代表においては、当県が応援することになっておりました片山さつき候補が、当選を果たしました。

## 神奈川県石油政治連盟 役員名簿

(敬称略)

役職名	氏 名	組 合 役 職	役職名	氏 名	組 合 役 職
名誉会長	森 洋	理 事 長	常任委員	澁谷 彰 樹	副 理 事 長
会 長	渡 辺 治 夫	理 事 長 代 行	常任委員	今 関 康 裕	副 理 事 長
副 会 長	木 所 章	副 理 事 長	監 事	川 田 善 久	監 事
副 会 長	穴 澤 順 之	副 理 事 長	監 事	笠 間 正 二 郎	監 事
常任委員	戸 原 秀 之	副 理 事 長	会計責任者	植 栗 正 光	専 務 理 事

## 神奈川県石油政治連盟 地区部会長

(敬称略)

地区	地 区 の 範 囲	氏 名	会 社 名	組 合 支 部
1	横浜市中区・磯子区・金沢区	戸 原 秀 之	(株)サンオータス	横 浜 中 央
2	横浜市西区・港南区・南区	利 根 川 修	東邦礦産(株)	港 西
3	横浜市鶴見区・神奈川区	斎 藤 康 治	喜久興産(株)	鶴 見
4	横浜市栄区・鎌倉市・逗子市・葉山町	兵 藤 忠 洋	(有)兵藤商事	神 奈 川 南 部
5	横浜市瀬谷区・戸塚区・泉区	大 貫 芳 夫	(有)大貫商事	戸 塚
6	横浜市保土ヶ谷区・旭区	露 木 俊 光	(株)露木商会	旭 瀬 谷
7	横浜市港北区・都筑区	吉 山 昌 秀	山和石油(株)	港 北
8	横浜市青葉区・緑区	長 野 一 之	(株)長野商事	緑
9	川崎市多摩区・麻生区	木 所 章	(株)木所	川 崎 北
10	川崎市川崎区・幸区・中原区	穴 澤 順 之	巴商事(株)	川 崎 中 央
11	横須賀市・三浦市	岸 本 道 昌	(株)湘南菱油瓦斯	神 奈 川 南 部
12	藤沢市・高座郡	清 田 龍 司	清田物産(株)	新 湘 南
13	大和市・海老名市・座間市・綾瀬市	笠 間 正 二 郎	(有)笠間商店	高 座
14	相模原市(南区の一部と緑区を除く)	佐々木 数 也	麴屋商事(株)	相 模 原
15	茅ヶ崎市・平塚市・中郡	城 田 孝 夫	高田石油(株)	新 湘 南
16	厚木市・伊勢原市・愛甲郡・相模原市(南区の一部と緑区)	原 寿 美	(株)原商会	厚 木
17	秦野市・小田原市・南足柄市・足柄上郡・足柄下郡	井 上 和 足	井上商事(株)	足 柄
18	川崎市高津区・宮前区	木 所 章	(株)木所	川 崎 北

..... <きりとりせん> .....

油政連  
新会員募集

年会費 (一口当たり)

個人会員 8,000円

法人会員 9,600円

<法人会員は「自由民主党神奈川県石油販売業支部への寄付」となります>

◇加入申込みは、下記に記入・捺印のうえ郵便で「県石油政治連盟事務局」へお送り下さい。

### 加 入 申 込 書

神奈川県石油政治連盟

会長 渡 辺 治 夫 殿

平成 年 月 日

I 個人会員として申し込みます		II 法人会員として申し込みます	
ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
氏 名	会社名・代表者	氏 名	会社名・代表者
(〒 )	(〒 )	(〒 )	(〒 )
現 住 所	現 住 所	現 住 所	現 住 所
電 話	電 話	電 話	電 話
会 社 名	加入営業所数	加入営業所数	ヶ所
(役職)	担 当 者 名	担 当 者 名	(役職)

◆申込書の送付・お問い合わせは 〒231-0031 横浜市中区万代町3-5-3 電話 045-641-1351

通知書を現住所以外に送付する場合の送り先	〒 [ 電話 ]
----------------------	----------

## 〈健康保険組合からのお知らせ〉

社会保険関係各種届・被扶養者確認調査業務等に対して多大なご協力をいただきありがとうございます。

昨年よりマイナンバー制導入に合わせ組合員の皆さんから「個人番号」の提供を受け事前準備をしてきましたが、平成29年度は行政機関との必要データの相互利用による手続簡素化・行政サービスの向上に向けた連携事務のテストが開始されます。今後、よりマイナンバーの活用が進み、個人情報の管理の重要性も高まってきます。

超高齢化社会の到来が長らく言われておりますが、厚生労働省が昨年12月発表した人口推計で出生数は98万1千人に対して、死亡者数は129万6千人と少産多死が進む一方、高齢者人口の増加するとしています。また、日本老年学会は「高齢者定義」を身体機能の向上、国民意識調査などから「75歳以上」とすべきとの提言を出しています。

政府は高齢化に伴う医療費の増加等に対して、平成30年度の国民健康保険の運営の県単位化、診療報酬改定・介護報酬改定の同時改定など準備を進め、70歳以上高齢者の高額療養制度で現役並所得者の外来負担限度額を月44,400円から57,600円に引上げ、一般所得の人は12,000円から14,000円引上げを今国会に提出することを決めました。

本組合も医療費等の給付額は平成28年度は、前年度より2,151万円程増加し、9億4,186万円になる見込で毎年増加し続けています。適正な医療機関等への受診のお願い、ジェネリック医薬品の使用のお願いなど医療費の抑制を取り組むと共に健診補助、人間ドック補助、インフルエンザ予防接種補助など疾病の早期発見、早期治療、未然予防などを行っています。

健康保険組合は、組合員の突然の疾病発生等に備え、また各種保健事業で本人・家族の健康を守るという本来の目的とともに、会社の健康経営にも支援できるよう努めて参りますので、引き続きご支援ご協力をお願いします。

**表 1 平成27年度保険給付費及び支援金等の内訳**

	被 保 険 者		被 扶 養 者		合 計	
	総 額	被保険者一人当り費用	総 額	被扶養者一人当り費用	総 額	被保険者一人当り費用
年間平均人員	3,847人	—	3,401人	—	7,248人	—
標準報酬月額	338,135円	—	—	—	338,135円	—
保 険 料	1,747,947千円	454,366円	—	—	1,747,947千円	454,366円
療 養 費	332,837千円	86,519円	301,922千円	887,745円	634,759千円	87,577円
薬 剤 費	99,066千円	25,751円	88,497千円	26,021円	187,563千円	25,878円
現金給付費	35,442千円	9,213円	23,303千円	6,852円	58,745千円	8,105円
高額療養費等	20,849千円	5,420円	18,431千円	5,419円	39,280千円	5,419円
健康検査等	51,222千円	13,315円	本人分に含む		51,222千円	13,315円
合 計	539,416千円	140,217円	432,153千円	127,066円	971,569千円	134,046円
保険料に占める割合	30.86%		24.72%		55.58%	

【注】高額療養費及び支援金等は被保険者・被扶養者の加入者数で按分したものです。

【注】高額療養費は限度額適用認定証分は療養費に含まれています。

**表 2 平成27年度支援金等内訳**

支援金・納付金等	被保険者	被扶養者	合 計
平成27年度保険料決算額	1,747,947千円	—	1,747,947千円
前期高齢者支援金	138,267千円	122,237千円	260,504千円
後期高齢者支援金	195,550千円	172,879千円	368,429千円
退職者給付拠出金	19,401千円	17,153千円	36,554千円
療養病床転換支援金	0千円	0千円	0千円
老人保健拠出金	11千円	0千円	11千円
合 計	353,229千円	312,269千円	665,498千円
保険料に占める割合	20.21%	17.86%	38.07%

**5年間の保険料収入と支援金・医療費**



**表 3 平成27年度介護保険勘定内訳**

介護勘定	被保険者	被扶養者	合 計
人 員	2,247人	774人	3,021人
平成27年度介護保険料額	178,080千円	—	178,080千円
平成27年度介護納付金	129,186千円	44,499千円	173,685千円

### 被保険者・被扶養者の皆様へ

医療機関はかかりつけ医師を決め、はしご受診などは避け正しい受診をお願いします。また、ジェネリック医薬品の利用等で医療費の削減ができますのでご協力をお願いします。

当組合では巡回健康診断を10月より実施しています。被保険者の方はもとより、配偶者の方も一緒に受診することができますので健康状態を把握して、病気の早期発見・早期受診をしましょう。

最新のニュースを健康保険組合のホームページ(<http://www.ks-kenpo.com>)に掲載しています。ぜひご覧ください。

～不正軽油に関する情報をお寄せください～

# 不正軽油ホットライン

TEL  
FAX

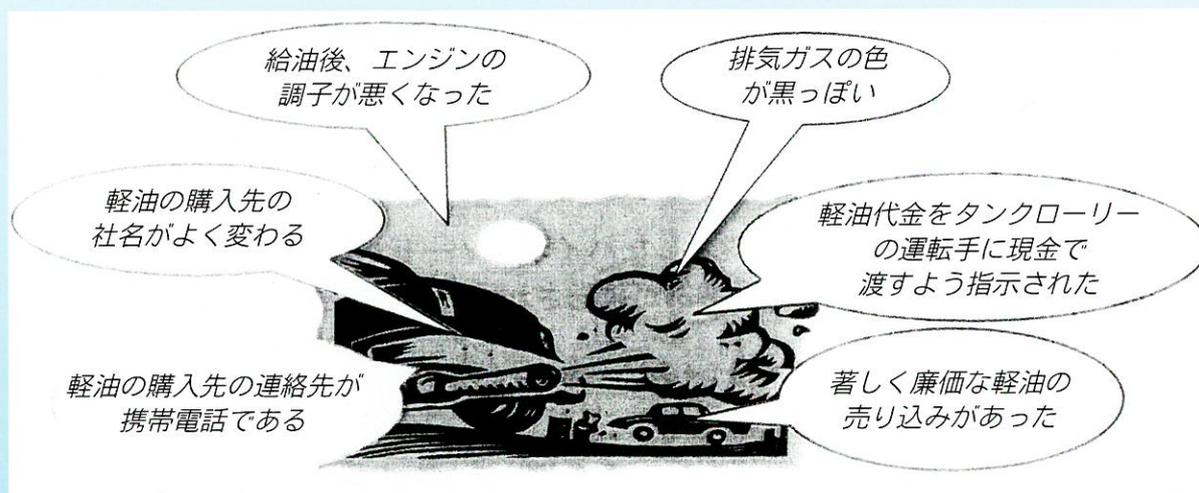
045-(210)2380

受付時間 午前 8 時30分～午後 5 時15分(土・日・祝日及び年末年始を除きます)



こんなときは、不正軽油の可能性がります。

「不正軽油ホットライン」まで情報をお寄せください。



## ～神奈川県不正軽油対策協議会の取組み～

### 【広報及び啓発活動】

軽油を使用される方に、啓発用物品等を配布し、不正軽油を購入・使用しないよう啓発活動を行っています。

### 【不正軽油ホットライン】

県民の皆様から、不正軽油に関する情報を広く集めるため、「不正軽油ホットライン」を設置し、情報の収集に努めています。寄せられた情報は、不正軽油撲滅に向けた資料として活用しています。

### 神奈川県不正軽油対策協議会

神奈川県石油業協同組合・(一社)神奈川県トラック協会・(一社)神奈川県バス協会・  
(一社)神奈川県建設業協会・第三管区海上保安本部・関東運輸局神奈川運輸支局・  
神奈川県警察・神奈川県